

安心と信頼、良質なてんかん・神経の包括医療

静岡てんかん・神経医療センター情報誌

平成25年 秋 第37号

あかり

A K A R I

看護師さんを  
募集しています

道路交通法改正	1
パーキンソン病に効果のある経皮吸収型製剤 「ニュープロパッチ」が発売	3
第32回サマーショートボランティア	3
第32回てんかん専門職セミナー報告/病棟パイキングについて	4
てんかんのこどものリハビリテーション	5
平成25年度 C2病棟「七夕コンサート」	5
「行事食」について/2013スプリングコンサート	6
てんかん外来再診の診療体制/医療連携室	7
はじめて当院を受診される方へ	8
当院へのアクセス/イベント情報/本	8

道 路 交 通 法 改 正

2011年4月に起こった栃木県鹿沼市でのてんかん発作による交通事故を契機に、道路交通法が改正され、本年6月に公布されました。施行は来年4月頃と予想されています。

今回の改正点およびその問題点について、特にてんかんに焦点をあてて考えてみたいと思います。

現行道路交通法

道路交通法では一定の病気のある人の運転免許交付は拒否・取り消しの対象としたうえで、道路交通法施行令で例外的に交付・更新可能な状態を示し、運用基準で例外の具体的状態を規定しています。詳細は表1に示したのでご覧ください。

一言でいえば発作が2年以上抑制されていることが条件ですが、例外として(1)ウ、エが設定されて

表1 一定の病気に係る免許の可否等の運用基準てんかん(道路交通法施行令第33条の2の3第2項第1号関係)

(1)	以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。
ア	発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
イ	発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、X年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
ウ	医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
エ	医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
(2)	医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
(3)	その他の場合には拒否又は取消しとする。
(4)	上記(1)イに該当する場合には、一定期間(X年)後に臨時適性検査を行うこととする。
(5)	日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を懇望することとする。

下線は筆者



います。ただしウ、工の場合でも、運転に支障をきたす発作が日中2年以上抑制されていることが前提です。詳細は“**運転免許Q&A**”をご覧ください。

### 改正道路交通法(平成25年6月14日公布)

病気のある人の申告を促すために、罰則等の強化と負担軽減策が設けられました。

1) 一定の病気等に該当する人を的確に把握するための規定

- ・免許申請、更新時に正しく病状申告しないと虚偽申告罪として罰せられる(1年以下の懲役または30万円以下の罰金)(現在は任意)
- ・事故の原因として病気が疑われた場合などに、病気に関する質問をされる。正しく答えなかった場合の罰則は上記と同じ
- ・運転適性のない患者を医師が任意で届け出ることが可能(届けても守秘義務違反にならない)
- ・一定の病気が疑われる場合、診断が確定するまで暫定的に免許を停止(最長3か月)

2) 病気を理由に免許を取り消された場合の免許再

取得に関する負担を軽減

- ・病気を理由として免許を取り消され、3年以内に運転適性(2年以上発作が抑制)を回復した場合、免許再取得時の技能および学科試験が免除されるとともに、優良運転者等の経歴も引き継がれる

以上のように、病状の申告等に関する法律が改正されましたが、運転適性に関する法律は何も変わっていません。

### 改正道路交通法の問題点

今回の道路交通法の改正は、負担軽減策はあるものの、全体としては厳罰主義が貫かれています。しかし、厳罰の前にあるいは同時に、運転免許がなくても免許のある人と同じ生活ができるような社会環境の整備が大切です。公共交通機関の運賃の減免、運転免許証を身分証明書代わりに使わない、移動に困難を持つ人にやさしい街づくり、自動停止装置付き自動車の開発などソフト、ハード両面からの支援が必要だと思えます。

### 運転免許Q&A

Q1	今まで届けていませんでした。これから届けた場合、罰を受けますか?
A1	罰せられることはありません。法改正後の申告の際には正しく申告しないと罰せられますが、改正前の不申告に関しては罰せられません。
Q2	いつ届け出るのですか?
A2	初めて免許を取得する時、あるいは更新時です。診断時あるいは再発時に届け出る必要はありません。届け出ない場合でも、運用基準に従って運転を控えなければなりません。
Q3	どのような形で届け出るのですか?
A3	申請書裏面にある“病気の症状等に関する申告欄(病状申告欄)”の質問に答えます。何らかの症状があると答えた場合には、以下の主治医の診断書の提出を求められます。
Q4	主治医の診断書が必要ですか?
A4	免許の申請、更新には「継続的に診察している主治医」による診断書の提出が必要です。主治医に診断書を書いてもらえない場合には、最寄りの警察署か運転免許センターに相談してください。主治医の診断書に代えて、都道府県公安委員会が委嘱した医師による臨時適性検査を受けることができます。
Q5	診断書は無料ですか?
A5	主治医の診断書には、医療機関の定めた診断書料が必要です。
Q6	診断書はいつ提出するのですか?
A6	はじめての免許、あるいは免許の更新を申請する時に提出するとスムーズに進みます。そのため、あらかじめ下記相談窓口で診断書をもらい、主治医に記載してもらいましょう。
Q7	自動車教習所に入校時にも、病気のことを話す必要がありますか?
A7	運転適性がある(運転可能な条件を満たしている)かどうか不安な人は、入校前に警察の運転適性相談窓口で相談しましょう。運転適性があることが明らかでない人は、免許申請時の警察への申告でも構いません。病気について相談するのは警察であり、自動車学校ではありません。
Q8	原動機付自転車なら届け出は不要ですか?
A8	必要です。条件は普通運転免許と同じです。
Q9	小型特殊車両などの免許の取得は可能ですか?
A9	可能です。条件は普通自動車運転免許と同じです。
Q10	病気を理由とした免許停止中、身分証明書の代わりとして免許を所持できますか?
A10	できません。免許停止期間中、免許証は警察に預けることになります。
Q11	病気を理由に免許取り消しになった場合も、運転経歴証明書は発行されますか?
A11	発行されません。運転経歴証明書は“返納”した人に発行されるもので、病気が理由であれ免許取り消しは“行政処分”に分類され、“返納”ではないため発行されません。
Q12	運転免許についてどこに相談したらよいのですか?
A12	主治医、ソーシャルワーカーなどの医療スタッフあるいは各都道府県の“運転適性相談窓口” <a href="http://www.npa.go.jp/anna1/license_renewal/madogutitirann.pdf">http://www.npa.go.jp/anna1/license_renewal/madogutitirann.pdf</a> に相談してください。

### 資料1

道路交法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、一定の病気等に係る運転免許制度について、民間団体等との連携により、全国的に周知するとともに、病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること。
- 二、一定の病気等に係る質問票、また医師による届出に関するガイドラインについては、国民に分かりやすい内容とするよう医師会や関係学会に対して要請すること。
- 三、自己申告の機会が可能な限り確保されるよう、一定の病気等に該当する者が安心して相談できる窓口の充実を図ること。
- 四、一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活での不利益や支障を受けないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。
- 五、一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。
- 六、国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知見を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。
- 七、本法施行後五年を目途に、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずること。
- 八、無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動の一層の拡充を図ること。
- 九、関係省庁等が適切に連携し、大学生等や成人に対する実施機会を拡充するなど対象者に応じた自動車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。
- 十、本法の施行を機会に、安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的に見地から促進すること。

右決議する。

〔平成二十五年五月十六日〕  
参議院内閣委員会

支援策の一つもなく、罰則強化を当然と考え、事故を減らすための冷静な議論もなく法律が成立する危機を救ったのは、見識ある一部の国会議員たちでした。要を得た質問がなされ、病気に関して8項目にわたる付帯決議が衆参両議院で法律に付されました(資料1)。てんかんのある人の生活を少しでも良くするためには、この付帯決議を力を合わせて実現

していくことが大切です。

10月には病気による事故を危険運転致死傷罪の要件の一つとする刑法改正の審議が再開されます。“正常な運転に支障を与えるおそれがある”という曖昧な適用要件には、複数の医学会が反対意見を表明しています。刑法改正の動きからも目を離せません。  
(統括診療部長 久保田 幹英)



## パーキンソン病に効果のある経皮吸収型製剤「ニュープロパッチ」が発売



経皮吸収型ドパミンアゴニスト製剤の「ニュープロパッチ」は、1日1回、体に貼付するだけの簡単な投与方法で、薬剤が持続的に放出され、24時間血中濃度を一定に維持し、安定した効果が期待できる薬剤です。パーキンソン病は、国内に約14万人の患者さんがおり、4大症状(安静時振戦、固縮、無動、姿勢反射障害)を主症状とする特定の脳神経細胞群が徐々に減少してしまう原因不明の病気です。病状の進行したパーキンソン病の患者さんは、薬剤を服用していてもその効果が切れる時間があり、例えば早朝に動きにくい、夜間寝つけないなどの症状が現れ苦しんでいます。「ニュープロパッチ」は、1日1回の貼付で24時間を通してその効果を維持し、患者さんや介助者の負担を軽減することが期待されます。「ニュープロパッチ」は、パーキン

ソン病以外にも中等度から高度の特発性レストレスレッグス症候群(下肢静止不能症候群)にも効果があります。レストレスレッグス症候群は、主に脚に「異常な感覚」が生じることによって、じっとしていられなくなる慢性疾患です。この訴えは、ふくらはぎがむずむずする、足の内部がかゆい、ほてる、痛いなど患者さんによって様々です。レストレスレッグス症候群の患者さんは、就寝前に最も症状が現れやすいことにより入眠障害に陥ることが知られています。また、日中の安静時にも脚の不快感が生じることがあります。「ニュープロパッチ」は、1日を通して患者さんの症状を抑えることが期待されています。「ニュープロパッチ」について何かご不明な点がありましたら、お気軽に薬剤科までお問い合わせください。  
(副薬剤科長 高橋 昌明)

## 第32回サマーショートボランティア

サマーショートボランティアは、静岡県ボランティア協会が毎年夏休みに主催する一般市民を対象としたボランティア活動です。静岡県内の医療機関、社会福祉施設などが受け入れています。当院では、第1期8月6日～9日、第2期13日～16日、第3期20日～23日の3期に、静岡市内の



高校生や大学生ら24名の参加がありました。

平成25年7月26日には「オリエンテーション」を実施し、各病棟

の看護師長から病棟の説明を受け、参加者は熱心に聴いていました。活動はてんかん小児病



棟、神経内科病棟、重症心身障害児者病棟で行いました。参加者から「看護師の仕事を目の前で見ることが出来て将来の職業を選択する上で勉強になった」などの声が聞かれ、貴重な体験になっていたようでした。当院ではボランティアを随時募集しています。詳しくは医療福祉相談室へご相談ください。  
(医療福祉相談室 堀 友輔)



## 第32回てんかん専門職セミナー報告

教育担当看護師長 鈴木 淑夫

平成25年8月7日(水)9:30~16:33に第32回てんかん専門職セミナーが行われました。当院では年2回、医療・福祉・教育の各分野の専門職(看護師・介護福祉士・生活支援員・教師・保育士など)の方々を対象に成人・小児のてんかんセミナーを開催しています。

今回は、静岡県・愛知県から特別支援学校・幼稚園・保育園・児童施設などから48名の参加者がありました。講義内容は、那須小児科医師による「てんかんの基本的知識」、中田副看護師長による「てんかん発作時の対応と他部門との連携」、藤森主任保育士による「てんかん児の保育」、笠井作業療法士による「てんかん児のリハビリテーション」、杉山発達支援室主任による「てんかん児の教育指導上の留意点」の5題の講義と施設見学を実施しました。経験年数は1年目から40年のベテランまで幅広く、5題の講義を熱心に聴講されていました。

御協力いただいたアンケートによりますと、参加者の9割がてんかんを持つ方との関わりがあり、その内9割以上の方がてんかんを持つ方との関わりで困ったと感じていました。その内容の半数が発作時の対応・発作後の対応・発作の観察方法と発作に関することでした。

セミナー参加者の感想は、「わかり易く勉強になった」「てんかんについて知る良い機会になった」「すぐに役



セミナーの様子

立つ实际的な話が多く参考になった」「事例を交えながらの講義はわかりやすかったです」「他職種からの視点でお話が聞けて良かったです」「他職種から好意的な意見・感想が寄せられ、セミナー開催をお手伝いしたスタッフの一員としてとても励まされました。しかし「幼児期の話をもっと長くしてほしい」「10時から17時の開催時間がありがたい。静岡駅からバスを利用すると余裕がなくて愛知県からの参加は厳しいです」との意見もありましたので、今後ご指摘いただいた点なども検討しつつ、皆様のお役に立てるセミナー開催を継続していきたいと考えております。

このセミナーがてんかんに対する知識や発作の対応、てんかん児を取り巻く家庭や教育場面などについて、より理解を深める一つの機会になればと思います。



## 病棟バイキングについて

管理栄養士 名切 佑花

重症心身障がい児・者病棟では年に1~2回、ランチタイムのバイキングを行っております。患者さんのご意見をもとにハロウィン、クリスマスなど季節に合わせた料理や世界の料理などのメニューを病棟職員、保育士、栄養士で考えております。冷製

パスタやラザニアなどレストランに行った気分になれるメニューばかりです。9月4日のバイキングでは、お月見をイメージした半熟たまごをのせたロコモコ丼と季節のアイスでした。お食事が運ばれてくると心待ちにしていた笑みが見られました。普段とは違うメニューや目の前での盛り付けなど楽しい雰囲気でお食事が出来たかと思えます。次回のバイキングのテーマはスイーツパラダイスです。どのようなメニューが揃うか楽しみです。



## てんかんのこどものリハビリテーション

こどもの発達には、「お母さんのところに行きたいな」「あの玩具が面白そうだから、触ってみたいな」という知的好奇心から始まっていきます。首が据わる、寝返りをするなどの運動は、運動機能単独で発達するのではなく、認知面や情緒面の発達と密接に関わりながらその機能が広がっていきます。

てんかんを持ったお子さんには、身体機能が発作や、眠気や力の入りづらさのような薬の副作用の影響を受けていることがあります。そのため、当院のリハビリテーション科でも、発作の状況や投薬状況を確認し、医師をはじめ看護師、また保育士など様々な職種と情報交換を行いながら実施していきます。「リハビリテーション」というと、『辛くても頑張る!』というイメージをお持ちの方も多々と思います。こどものリハビリテーションは、長期に渡ることが多くご本人のモチベーションを維持していくこ

とも大切です。また前述したように、知的好奇心から始まる自然な発達に近づけるためには、楽しみながら行えることが重要です。「楽しく遊んでいたら、身体を動かすことが上手になっていた」そんな治療が提供できたらと考えております。

また、リハビリテーションは、「子育ての中の一部」です。患者様ご本人・ご家族との共通した目標を持って取り組み、日常生活がご本人にとってもご家族にとってもより快適で楽しいものとなるように進めていきます。おうちでの練習も、ご本人にもご家族にも負担になりすぎず、日常生活の中で自然に行っていけるようなプログラムを考えていくことも、長い期間行っていくためには大切です。そして、頑張っていること、できるようになったことをたくさん見つけて、笑顔で褒めてあげることがお子さんのやる気や、動くことへの楽しみに繋がっていきます。

(理学療法士 園田 安希)

### 平成25年度 C2病棟「七夕コンサート」

療育指導室 保育士 大場 みなみ

C2病棟では7月8日“デュオ メロマーネさん”を招き、七夕コンサートを開催しました。患者さんはプレイルームに集まり、笹の葉にみたてた抹茶ゼリーをいただきました。大きい口を開けて食べている方、嬉しさのあまり、大きな声を出している方もいました。

さて、おやつを食べたあとに、デュオメロマーネさんの演奏が始まりました。普段聞く事のできない生のバイオリンの音楽演奏。バイオリンの曲や童謡を演奏してくださいました。患者さんはいつもと違った雰囲気を感じながらバイオリンの音色をしっかりと聞き、いつもとは違う何かを感じることができたよう



でした。「たなばたさま」の曲も演奏して下さり、患者様、御家族、職員

の全員で歌うことができました。途中デュオメロマーネさんと「茶つみ」の曲に合わせて一緒に手遊びをする場面があり、患者様一人ひとりと手をあわせてくださいました。患者様は自分のところに来てとアピールをする方や、職員、御家族と手を合わせて遊ぶ方も多く、患者様の笑顔がたくさんみることができました。最後に、患者様から「ありがとう」の花束プレゼントがあり、「ありがとう」とデュオメロマーネさんに渡すことができました。

デュオメロマーネさんのおかげで楽しいひと時過ごす事ができました。ありがとうございました。またぜひC2病棟に演奏しにきてほしいです。





## うるしやまスパランド

療育指導室 保育士 山本 恵

てんかん小児の集団療育指導で、毎年夏の恒例になっている「水遊び」を今年も行いました。

プールは毎年入っていて大得意という子もいれば、生まれて初めての子もいました。初めての子は、ビニールプールでの水遊びから。大得意の子は、大プールで思いっきり体を動かして遊んだりとそれぞれに合った遊び方で楽しみました。

今年は自由遊びだけでなく、初の試みで、期間中に2回の「おたのしみプール」を企画しました。

1回目のテーマは「夏祭り」。水面に浮かべたボートに子ども達を乗せてお神輿のように上下に揺らしたり、水風船をプールいっぱい浮かべて感触を楽しんだり、チームに分かれてプールの中でボールすくい対決したりしました。特に水の入った風船は体に当たると普段と違う感触で、持ち上げようとしてもスルッと腕をすり抜けてなかなか持たず、子ども達は一生懸命追いかけていました。



2回目は、「ボディーパーティンク」です。ペイント剤は片栗粉と食紅や絵の具を使って作りました。その冷たくてヌルヌルした感触に驚いた表情や両手で触ったり、体にベタッと付けてみ

たりする姿がみられました。こんなに全身で絵の具の感触を味わえる機会はなかなかないと思います。子ども達だけでなく、親御さんや職員も普段味わえない経験ができたと思います。



てんかんをお持ちのお子さんの中には、発作やけがなどの危険から水遊びの機会がなかなか持てないことや、親御さんから心配の声が聞かれることもあります。そこで当院では、子どもさん自身が水遊びを経験し、慣れ親しむことや、親御さんがお子さんに水遊びをさせる際の不安をできるだけ小さくしていけるようにと思い、水遊びを行っています。水は全身を刺激してくれるので、いつもよりも体の動きが活発になる子が多くみられます。また、思い切り体を動かすことで気持ちの発散にも繋がります。体を楽しく動かして遊ぶ経験は、子どもの成長発達においてもとても大切なことです。お子さんの病状や発達・行動面を理解し、安全に充分配慮することで、楽しい水遊びが経験できると思います。

来年の夏も屋上のプールで子ども達の笑顔に会えるといいなと思っています。

### 新人自己紹介

小児科レジデント

束本 和紀

2年間お世話になります。一生懸命頑張りますのでよろしくお願い致します。

### 看護師さんを募集しています!

①常勤職員：病棟勤務 夜勤有り ②非常勤職員（外来、通所事業、病棟）

経験の少ない方、育児等でブランクのある方でも心配はご無用です。「じっくり患者様と関わりたい」「ゆとりのある看護をしたい」とお考えの方、ぜひ当院で働いてみませんか？相談、見学等随時お受けしております。お気軽に看護部長室までご連絡ください。

TEL ● 054-245-5446

E-mail ● kango-bu@szec.hosp.go.jp

## てんかん外来再診の診療体制

## てんかん科

午前の診療時間は8:30~12:00 午後の診療時間は13:00~16:30

	月	火	水	木	金
第1診察室	中村	山崎	白井桂	山崎	白井直
第2診察室	久保田英			久保田英	
第3診察室	今井		井上		松田
第4診察室		鳥取	日吉		日吉
第5診察室	池田仁	池田浩	池田浩	寺田	寺田
第6診察室	芳村			芳村	馬場好
第7診察室		小出			那須
第8診察室		西田	高橋		
第9診察室	重松			大谷	大谷

## 神経内科

	月	火	水	木	金
第10診察室	杉浦	小尾			小尾
第11診察室					荒木 <sup>注1</sup> / 馬場國

注1 第1、3週のみ

## 特殊外来

転倒予防外来	随時	小尾
物忘れ外来	随時	小尾
遺伝相談	適宜	高橋、小尾
禁煙外来	随時	池田仁

再来診療は予約制です。予約が出来ない場合は午前中にお越しください。

## 医療連携室のご案内

医療機関間のコミュニケーションを円滑に行なうために、医療連携室(予約センター)を設置しています。ご利用ください。(平日)

TEL ■ 054-246-4580(初診)

054-246-1065(再診)

FAX ■ 054-246-4607

予約センターの受付時間

● 9:00~12:30 ● 13:30~17:00

E-mail ■ renkei@szec.hosp.go.jp

当院では、脳波、筋電図、誘発電位、脳磁図、終夜ポリグラフ、CT、MRI、SPECTなどの検査が可能です。共同利用も可能です。

上記、医療連携室にお問い合わせください。

## 広報誌編集委員会

## 編集人■

寺田 清人 高嶋 春美 鈴木 淑夫  
高橋 昌明 仲野 久美子 傍島 隆  
中神 基充 堀田 真子 高橋 輝  
山崎 陽平

発行■平成25年10月10日

国立病院機構

静岡てんかん・神経医療センター

〒420-8688 静岡市葵区漆山 886

TEL ■ 054-245-5446

FAX ■ 054-247-9781

URL ■ <http://www.shizuokamind.org>

E-mail ■ shizuoka@szec.hosp.go.jp

## はじめて当院を受診される方へ

### ◆ 診察は予約制になっています ◆

#### 1 受診のための手続きは…

予約制は、ご本人・ご家族から当院医療連携室(054-246-4580)へ、あるいは主治医の先生から当院医療連携室へ申し込んでください。その際、ご本人の氏名・性別・生年月日・住所・電話・保護者氏名をお尋ねいたします。電話をいただきますと、その場で受診日を決め、折り返し当院からくわしい書類をお送りいたします。

#### 2 セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンもお引き受けいたします。

#### 3 紹介状について

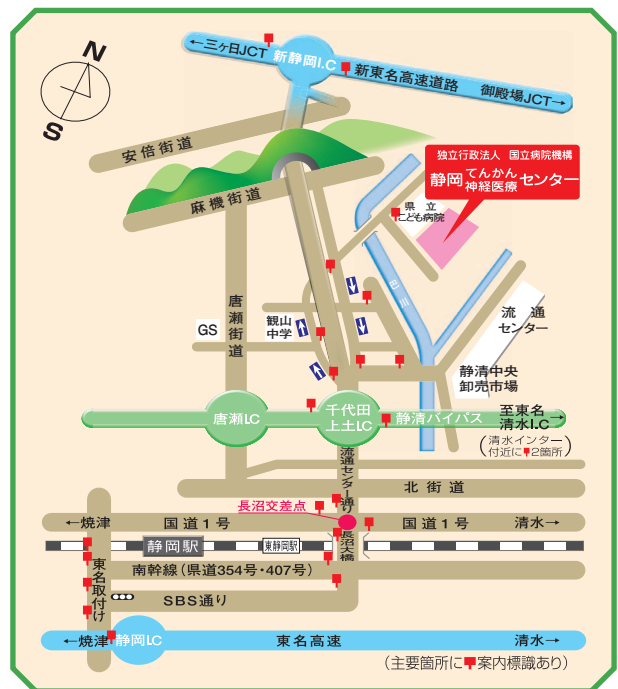
現在すでに病院へかかっておられる方は、主治医の紹介状があることが望ましいですが、なくても結構です。紹介状がない場合は別途費用(2,625円)がかかりますので、ご了解ください。病院からの資料もあれば望ましいですが、なくても結構です。

#### 4 緊急を要する時は…

受診日は病状に応じてできるだけ対応いたしますので、緊急を要する時はその旨をご連絡ください。

## 当院へのアクセス access

バスをご利用の場合	● JR静岡駅前、北口バスターミナル5番線より静岡鉄道バスにて、こども病院線「67 こども病院・神経医療センター」行に乗車、終点の「静岡神経医療センター」で下車。全所要時間は約30分。片道料金は大人350円、小児180円。
タクシーをご利用の場合	● JR静岡駅前(北口)より乗車。所要時間は約20分。料金は2,200円程度。
お車の場合	東京方面から
	名古屋方面から
東京方面から	● 東名高速清水インターより、静清バイパスを静岡方面に向かい、千代田・上土出口から流通センター通りを北へ数分。所要約20分。 ● 御殿場JCTで新東名高速へ乗換。新東名高速新静岡ICより、案内板に従い直進。所要時間約7分。
名古屋方面から	● 東名高速静岡インターより、国道1号線を清水方面に向かい、長沼交差点を左折、流通センター通りを北へ数分。所要約30分。 ● 三ヶ日JCTで新東名高速へ乗換。新東名高速新静岡ICより、案内板に従い直進。所要時間約7分。



## イベント情報

### ● てんかん看護セミナー

平成 25 年 10 月 17 日 (木) ~ 10 月 18 日 (金)  
於 ◆ 静岡てんかん・神経医療センター 3階講堂

詳しくはホームページをご覧ください

## 本

### ● 新てんかんテキスト~てんかんと向き合うための本 [南江堂、2012年]

当院の59名のスタッフが、医学から生活にいたるまで、乳児から高齢者に至るまで、てんかんにめぐる種々の側面をとりあげ、わかりやすく解説しています。

### ● 小児てんかん診療マニュアル [診断と治療社、2012年]

てんかん診療の基礎知識、鑑別診断と治療のポイント、患者・家族への説明に至るまで、診療場面で実践的に役立ちます。改訂第2版増補版。

## てんかん情報センターのご案内

てんかんに関するさまざまな情報を集積したセンターが外来棟1階にあります。どうぞご利用ください。次の活動を行っています。

- 1 てんかんに関する書籍・雑誌・ビデオなどの閲覧・貸し出し(自己学習)
- 2 ホームページによる情報提供 <http://epilepsy-info.jp/>
- 3 てんかん協会との連携
- 4 医療などの相談(予定)